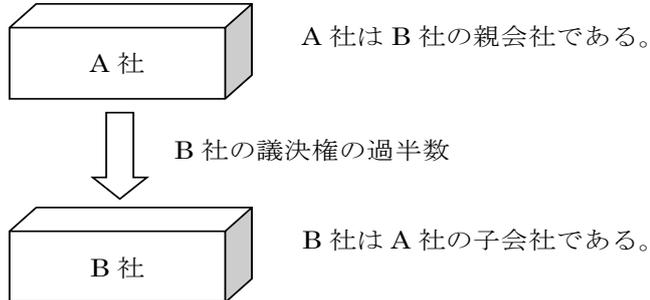


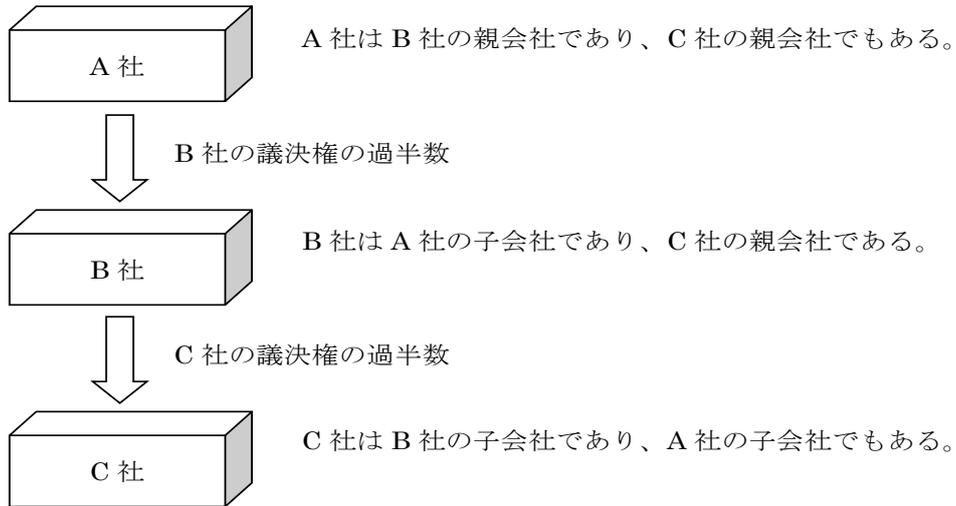
系列会社の考え方

【資本的関係の例】

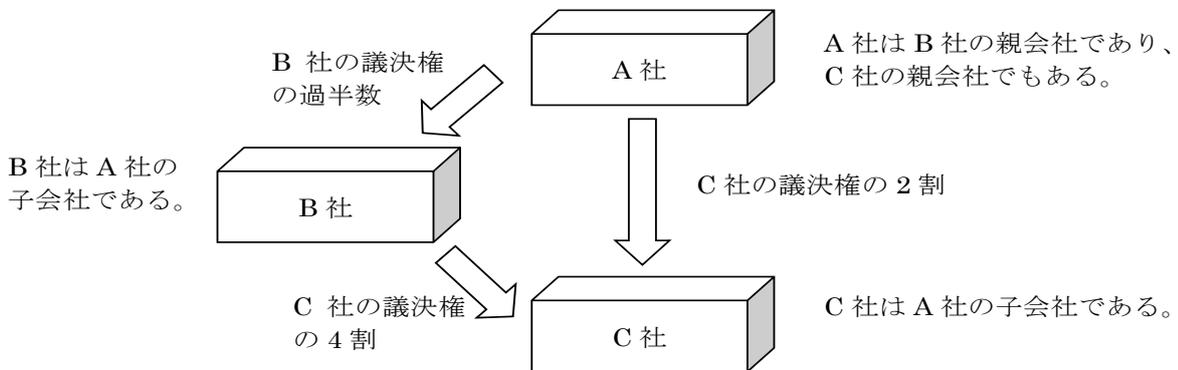
(例 1)



(例 2)



(例 3)



※B 社と C 社の間に親子関係はない。

【人的関係の例】

(例1) 代表者（受任者を含む。）が他社の代表者（受任者を含む。）を兼任している。



(例2) 代表者（受任者を含む。）が他社の役員等を兼任している。



(例3) 役員等が他社の役員等を兼任している。



(1)受任者とは、契約締結権を委任された者をいう。

(2)役員等とは、次の者をいう。

①会社の代表権を有する取締役

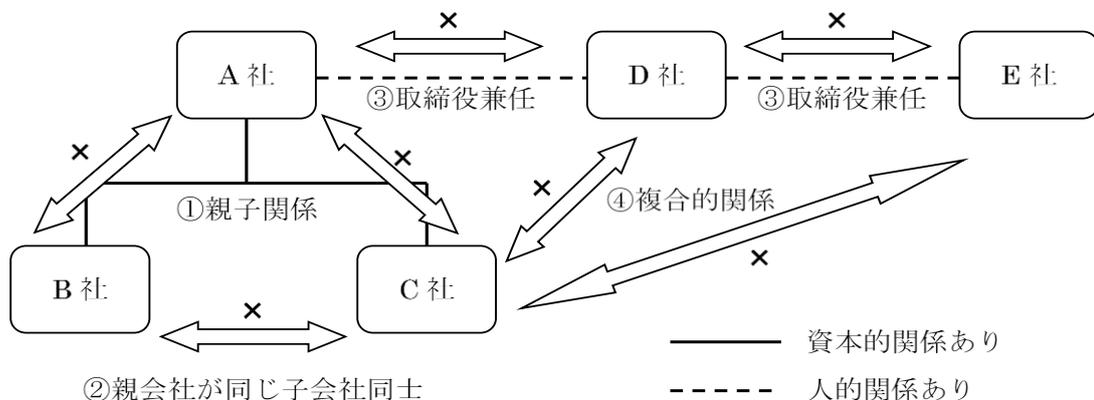
②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※監査役及び執行役員は、役員等には該当しない。

【入札参加が制限される場合】



上図の場合、各社は次の関係に該当するため、同一入札への参加が制限される。ただし、1者を除き辞退（不参加）すれば残る1者は参加可能。

① 親会社と子会社の関係にある（A-B、A-C）

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある（B-C）

③ 役員等が兼任している（A-D、D-E）

④ ①～③の複合的關係にある（A-E、B-D、B-E、C-D、C-E）